

【代表的な疑問】

■心配されること

- ◇どこまでがオリジナルと言えるか？
- ◇似たような作品に創作証マークが貼られたら、どのように対応するのか？
- ◇誰が責任を取るのか？

これらの疑問は、例えば著作権の©Copyrightマークの扱いと同様の疑問点と言えます。著作権の©Copyrightマークも著作権者が自ら記載（＝自己責任）するものです。創作証は、著作権の表示ではありませんが、やはりデザイン創作物に対して自らの責任の基に、貼付するものです。

デザイン創作物は、日本の現行法では著作権の対象となりません。また、意匠権等の法的な申請登録を済ませたもの以外は、契約で書面を作成して創作物の権利の所在を確認する以外は無防備な状態と言えます。このような環境の中では、知的財産権としての保護を受けるための認識を広げていくことが必要と考え、創作証制度はその一つの方法として取り組みました。

創作証マークの貼付は、デザイナーとクライアント、そして社会に向けて、デザインには知的財産権があるという意識を共有していけるように、その意思表示をする行為です。

将来に於いては、創作証マークも創作者と創作物の保護のマークとして認知されて行くことを願っています。

補足資料【著作物に © の表示を付ける意味】

©は Copyright の頭文字です。これを表示することには歴史的な背景があります。著作権保護の国際条約である「ベルヌ条約」（1886年採択）は著作権を取得するための登録や著作権表示の手続きを必要としない「無方式主義」を採用し、©マークの表示も必要なく、著作権は著作物が出来ると同時に権利が自然的に発生します。

又この条約には日本（1899年加盟）をはじめヨーロッパ諸国が加盟していました。その一方、アメリカや他の幾つかの国は登録を必要とする「方式主義」を採用していました。そのため、2つの方式の摩擦を避けるために「万国著作権条約」が制定（1952採択）され、無方式主義の国の著作物も©表示をすることで、方式主義の国においても自動的に保護される事になりました。

その後アメリカを含めて多くの登録制度の国も『ベルヌ条約』に加盟し、現在ほとんどの国が無方式主義による著作権保護を行なっています。

現状では©マークは著作物の無断利用の注意喚起として残っていますが、表示の有無によって著作物の保護には変わりなく、権利者名及び著作物の第一発行年を表示した、権利者と著作物の権利宣言の慣用的なマークになっています。

*参考文献：東京都知的財産総合センター「中小企業経営者のための著作権マニュアル」